

全体財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時における有形固定資産等の評価は次のとおりです。

(ア) 昭和 59 年以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

(イ) 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明のもの・・・・・・・・再調達価額

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

(2) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6 年～50 年

工作物 8 年～50 年

物品 2 年～18 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

・・・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(3) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 市場価格があるものについては、会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額としております。

② 市場価格がないものについては、出資金額をもって貸借対照表価額としております。ただし、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしております。

③ 市場価格がないものうち連結対象団体及び会計に対するものについては、実質価額が著しく低下している場合には、実質価額と取得価額との差額を両者の差額が生じた会計年度の臨時損益として計上し、両者の差額を貸借対照表の投資損失引当金に計上しております。なお、実質価額が出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく

低下したとき」に該当するものとしております。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により計上しております。

② 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。

③ 退職給付引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち野辺地町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しております。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（資金管理及び資金運用基準において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）を資金の範囲としております。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでおります。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

② 物品については、取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しております。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じております。

2 重要な会計方針の変更
当する事項はありません。

3 重要な後発事象
該当する事項はありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体名	確定債務額	履行すべき額が確定していない損失 補償債務等		総額
		損失補償等引当 金計上額	貸借対照表未計 上額	
野辺地町土地開発公社	-	-	220 百万円	220 百万円
計	-	-	220 百万円	220 百万円

5 追加情報

(1) 対象団体（会計）

全会計財務書類の対象範囲は次のとおりです。

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
一般会計	一般会計	全部連結	—
国民健康保険事業特別会計	特別会計	全部連結	—
後期高齢者医療特別会計	特別会計	全部連結	—
介護サービス事業特別会計	特別会計	全部連結	—
下水道事業特別会計	特別会計	全部連結	—
介護保険事業特別会計	特別会計	全部連結	—
水道事業特別会計	地方公営企業会計	全部連結	—

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 表示単位未満の取り扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。